

抽選参加者心得書

第1条 抽選参加者は、この心得書並びに田原浦片土地区画整理組合保留地処分規程を守らなければならない。

第2条 抽選参加申込書の文字は明確に記し、誤記又は脱字を訂正又は加除したときは、その箇所に証印すること。

第3条 抽選の参加申し込みは、1世帯1筆とする。なお、代理人によるときは、委任状を提出しなければならない。

第4条 抽選は公開とする。この際、秩序の維持に支障をきたしたと認められる言動があった場合は、退場を命じ、当選を無効とすることがある。

第5条 当選者が決まったときは、直ちに保留地売却決定通知書及び所定の土地売買契約書を交付する。なお、委任状提出者にはこの旨を通知する。

第6条 保留地売却決定通知書を受けた者（買受人）は、直ちに当選保証金として金100,000円を納入し、その通知を受けた当日から7日以内に売買価格の100分の10に相当する金額を契約保証金として納入し、契約しなければならない。

第7条 契約者は、契約した日から40日以内に残金を完納しなければならない。ただし、組合が指定する供用開始日前に契約するときは、供用開始までに残金を完納するものとする。

第8条 契約者が売買代金を完納したときは、当該土地を使用することができる。ただし、売買契約書に特別な定めをしたときはこの限りでない。

第9条 売買土地の所有権移転登記は、土地区画整理法第107条第2項に規

定する換地処分に伴う登記の完了後に組合が申請するものとし、買受人は登記に必要な書類を組合に提出しなければならない。なお、所有権移転登記に要する費用は本組合が負担するものとする。

第10条 前条に規定する所有権移転登記が完了するまでの間、本組合の承認なく他人に譲渡することはできない。

第11条 次の各号の一に該当すると認められる者（代理人も含む）は当選を無効とし、今後の抽選に際しての申込みを受け付けないものとする。

- (1) この心得書及び本組合の保留地処分規程に基づく指示に従わない者。
- (2) 抽選にあたり、その秩序を乱し退場を求められた者。
- (3) 当選しても土地売買契約を締結しなかった者。
- (4) 土地売買契約を忠実に履行しなかった者、又はこれを妨害した者。
- (5) その他、本組合の事業に適さない者。

第12条 抽選にあたり、この心得書各条の解釈及び明記のない事項については、本組合の保留地処分規程に基づき指示する。